第 1023 回教育委員会 会議録

平成 28 年 3 月 25 日 10:00~11:50

<u>①開 会</u>

<菊川委員長>

それでは、ただいまから、第1023回教育委員会を開会いたします。

<菊川委員長>

議事等に先立ち、申し上げます。さきほど、3名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菊川委員長>

会議録署名委員に、小嶋委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<菊川委員長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

<菊川委員長>

これより議事に入ります。

<u>4</u>議 事

<菊川委員長>

それでは、関連する議案となりますので、議第1号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について」、議第2号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議第3号「教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議第4号「山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」を総務課長より一括して説明願います。

<総務課長>

おはようございます。それでは私から議第1号から議第4号まで一括して説明させていただきます。

はじめに、議第1号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。改正の概要につきましては、資料1-3を御覧ください。1点目として、学校教育法等の一部改正による義務教育学校の創設、これに伴う規定の整備を図るものでございます。2点目としましては、この度の組織改編、理事職の廃止に伴い、規定を整備するものでございます。具体的には、その前の頁、1-2の新旧対照表を御覧ください。第2条第9号で「中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改めます。第4条第1項第1号、現在「理事、教育次長」となっている部分を「教育

次長」に改めます。第6号の「中学校」の後に「義務教育学校」を追加します。それから、第4条第2項の「理事及び」の部分、組織改編に伴い、この部分を削除します。施行日は、公布の日、平成28年4月1日と考えております。

続きまして、議第2号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改 正する規則の制定について」であります。改正の概要につきましては、 資料2-6を御覧ください。改正理由の1点目は、平成28年度の組織改 編、具体的には全国高校総体推進課の設置、理事職の廃止等に伴うもの でございます。2点目は、先ほどと同じく義務教育学校に係る規定の追 加でございます。具体的には新旧対照表、2-3から御覧ください。ま ず、第4条第1項の表、文化財・生涯学習課に新たに「企画調整担当」 を追加いたします。それから、スポーツ保健課の下に、4月1日から新 たに設置される「全国高校総体推進課」を追加いたします。第4条第2 項の表では、現在、スポーツ保健課の中に「全国高校総体推進室」があ りますが、そちらを課に格上げしますので、この部分を削除いたします。 第5条、それから第7条の改正では、義務教育学校に係る規定の追加で ございます。次の頁、第11条のスポーツ保健課の分掌事務の中にある「平 成29年度全国高等学校総合体育大会に関すること」を、第11条の2に、 全国高校総体推進課の分掌事務として新たに位置づけます。第16条、教 育事務所の分掌事務のうち「小中学校の管理、運営に関すること」に、 「義務教育学校」を追加します。第17条の教育庁に置く職の部分、「理 事及び」を削ります。あわせまして、次の頁、第19条の表から理事に係 る部分を削除します。以上、議第2号の説明となります。

続きまして、議第3号「教育機関の組織及び運営に関する規則の一部 を改正する規則の制定について」であります。まず、資料3-4を御覧 ください。こちらに概要を記載しております。改正理由は、義務教育学 校の創設に伴う規定の整備、それから、平成28年4月1日から朝日少年 自然の家の管理を指定管理者が行うことに伴う規定の整備という、大き く2点でございます。具体的には、3-2の新旧対照表を御覧ください。 第17条第1項の部分、教育センター各課の分掌事務になりますが、第2 号のロで、「小学校、中学校」の次に「義務教育学校」を追加します。 同様に、第3号の口にも「義務教育学校」を追加します。第9章、少年 自然の家についての規定の部分ですが、第60条に利用者の規定がござい ます。少年自然の家を利用できる者として第1号から第3号まで記載あ りますが、第3号では現在、「その他所長が適当と認める者」としてい ますが、この部分にカッコ書きで「指定管理者が管理を行う場合にあっ ては指定管理者」として、4月1日から朝日少年自然の家で指定管理者 制度が導入された後も適用できるよう、規定を追加します。あわせまし て、第61条、利用の許可の申請、こちらについても「指定管理者が管理 を行う場合を除き」という規定を追加することで、朝日少年自然の家で の管理体制にあわせた規定に改めます。次の頁も同様であります。

議第4号に移りたいと思います。議第4号は「山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」であります。こちらについて

は、資料4-3に改正理由等について記載しています。ちょうど1年前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たな教育委員会制度となったわけですが、新たな教育委員会制度の下では、教育長がこれまでの教育委員長の役割を兼ね、教育委員会の構成員となります。また、知事の権限に属する事務の一部を教育長に補助執行させることはできなくなりました。そのため、昨年度末に、公有財産の管理等の事務を理事が補助執行することができるよう規定の改正を行っております。資料4-2の新旧対照表を御覧ください。教育財産の引継ぎの部分ですが、この度、組織改編により理事職が廃止されることから、「教育委員会理事」とあるところを、教育長に次ぐ職位である「教育次長」に改めるものでございます。

以上、組織改編、義務教育学校の創設等に伴う規定の整備等を図るための4つの議案となります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

<菊川委員長>

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、議第1号から議第4号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長>

それでは、続いて、議第5号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議第6号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議第7号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について」を教職員室長より一括して説明願います。

<教職員室長>

はい、それでは御説明申し上げます。まず、議第5号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。県立東桜学館中学校・高等学校開校のために設置しておりました開校準備室長、開校準備専門員及び開校準備主査の職を廃止し、新たに、主任実習教諭の職を設置することに伴いまして、規定の整備を図るため提案するものでございます。資料5-2の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。こちらに記載のとおり、まず、第20条第1項の部分でございますが、いままで実習教諭という職しかなかったのですが、この度新たに、その上位職になります、主任実習教諭という職を設けるものでございます。それから、第20条第2項、先ほど申し上げました開校準備室関係の3つの職を廃止するということでございます。

続きまして、議第6号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部 を改正する規則の制定について」、御説明申し上げます。提案理由は、 山形県職員等の給与に関する条例等の改正等に伴い、主任実習教諭職を新設すること等から、規定の整備を図るため提案するものでございます。具体的には、資料6-3、新旧対照表の方で説明させていただきます。まず、従来規定されていました、副主任と主任主事、この2つの職に関しまして、職務内容から判断すると並びの順番が逆であったということで、この職の順番を入れ替えるものでございます。それから、先ほど申し上げましたとおり、主任実習教諭の職を、県立特別支援学校にも新たに設けるということから、実習教諭の上位職として位置付けるため新設するものでございます。それからもう一点でございますが、この度、新たに補佐級の栄養士に関する職が一つ増えることに伴いまして、「栄養専門員」という新たな職を規定したいということから提案させていただくものでございます。

続きまして、議第7号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。提案理由としましては、学校教育法等の一部改正により、平成28年4月1日に県内で義務教育学校が新設されることに伴い、規定の整備を図るため提案するものでございます。資料7-2、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。従来、公立の小学校又は中学校を設置する場合、山形県教育委員会に届け出なければならないとされていましたが、この度、新庄市で萩野学園という小中一貫の義務教育学校を新設することが可能となりましたので、その届出のためにこの規則を整備するものでございます。

以上が議第5号から議第7号までの説明でございます。よろしくお願いいたします。

<菊川委員長>

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、議第5号から議第7号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長>

それでは、続いて、議第8号「山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の設定について」及び議第9号「山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の設定について」を教職員室長より一括して説明願います。

<教職員室長>

はい。それでは議第8号と議第9号をあわせて説明させていただきます。内容はどちらも勤務成績の評定に関するもので同じものでござまいすが、議第8号は県立学校職員を対象、議第9号は市町村立学校職員を対象としたものでしたが、いずれの規則も廃止するという提案でございます。提案理由といたしましては、地方公務員法の一部が改正され、法

第40条第1項の勤務成績の評定実施に係る条文が削除されたことに伴いまして、県立学校職員及び市町村立学校職員の勤務成績の評定に関し必要な事項を定めた規則を廃止するという提案でございます。なお、新たに地方公務員法では、教職員の評価を人事における参考資料として用いるという規定が加えられましたので、そのような形に移行するということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

<菊川委員長>

ただいまの説明に対しまして御意見、御質問等ございますか。

<小 嶋 委 員>

「評定」と「評価」という言葉がありますが、「評定」を廃止して「評価」で判断するということのようですが、どのような違いがあるのでしょうか。

<教職員室長>

今までは、勤務評定ということで、「優」、「良」、「可」、「不可」のような形で、一年間のその教職員の働きぶりについて評定を付けて、その評定だけを様々な資料として用いてきましたが、この度、教職員の新たな評価制度として、「能力・姿勢の評価」、「業績の評価」の2つに分けて、6ヶ月ごとに評価をし、その評価結果をボーナス、あるいは昇給を判断する資料として直接使う制度に変わるというものでございます。今までの勤務評定では、その結果を直接、賃金等に反映するということは行っておりませんでしたので、その部分が大きな違いになります。

<小 嶋 委 員>

今までよりも、結果が形に反映されるようになったということですか。

<教職員室長>

はい。そのとおりです。

<菊川委員長>

ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、議第8号から議第9号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長>

それでは、続いて、議第 10 号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議第 11 号「山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を教職員室長より一括して説明願います。

<教職員室長>

はい。まず、議第10号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明申し上げます。資料は10-1を御覧いただきたいと思います。ここにございます、別記様式第22号及び第25号、

それから別記様式第26号中、これらの様式の一番左側の「事項」の部分について、従前は「教育の最新事情に関する事項」と「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」という2つに分けまして、それぞれ「最新事情」に関しては12単位時間、「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」については18単位時間、合計30単位時間の講習を受ける必要がありましたが、これらの区分が見直されまして、「教育の最新事情に関する事項」が細分化され、「必修領域」として6単位時間、それから「選択必修領域」として6単位時間となりました。そして完全に選択で、自らの希望する講座として「選択領域」を18単位時間、合計30単位時間の更新講習というように免許法の改正がありました。このような受講内容の細分化に伴いまして、申請等に係る様式の整備を図るというものが議第10号になります。

続いて、議第11号「山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。免許の更新講習は誰しもが受講できるというものではありません。大学が講習を開設することから、定員は何人までというようにしなければなりませんので、真に必要な人から順に更新講習を受けるようにする必要があるために、このような規則を定めているところでございます。具体には、資料11-2を御覧ください。現職の教員の他に、ここに規定するような、学校法人の理事等も受講が可能と規定されておりますが、この度の学校教育法の改正により、学校法人が義務教育学校を設置した場合、その義務教育学校の理事職にあたる人も更新講習を受けられるようにするものでございます。現在のところ、本県では学校法人が義務教育学校を設置するというような動きはないようですが、将来的に設置された場合を想定して規定の整備を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<菊川委員長>

ただいまの説明に対して御意見、御質問等ございますか。

<菅野教育長>

更新講習の「必修」、「選択」の具体的な内容について説明してください。

<教職員室長>

「必修領域」で6単位時間以上となっているものについては、まず「国の教育政策や世界の教育の動向」や「子どもの発達に関する脳科学・心理学等における最新の知見」、あるいは「子どもの生活の変化を踏まえた課題」などの講座がございます。

それから、「選択必修領域」としては、「学校をめぐる近年の状況の変化」、「学習指導要領改訂の動向」、「法令改正及び国の審議会の状況」、「教育相談」、「進路指導及びキャリア教育」、「国際理解及び異文化理解教育」などといった講座が想定されております。

そして「選択領域」としましては、自身の「専門教科の最新事情や最新教授法」、それから「生徒指導上の様々な課題に対する対応方法」などというところが選択のコマとしてあげられております。

このようなところが更新講習の内容として用意されるということで ございます。

<菊川委員長>

ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

それでは御異議なしと認め、議第 10 号から議第 11 号は原案のとおり 可決いたします。

<菊川委員長>

次の議第 12 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会 としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

≪ 関係者以外退出 議第12号は秘密会にて審議 ≫

5 閉 会

<菊川委員長>

それではこれで、第1023回教育委員会を閉会いたします。